

# 株 主 各 位

証券コード 8278  
2019年4月25日

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

**株式会社フジ**

代表取締役会長兼CEO 尾崎英雄

## 第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと存じあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年5月15日（水曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

**1 日 時** 2019年5月16日（木曜日）午前10時

**2 場 所** 愛媛県松山市宮西一丁目6番10号  
フジ本部第3ビル 5階会議室

### 3 目的 事 項

#### 報告事項

- 第52期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第52期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

##### 第1号議案

剰余金の処分の件

##### 第2号議案

取締役11名選任の件

##### 第3号議案

監査役4名選任の件

以 上

## ◎当日ご出席される株主さまへ

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、当日の議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。株主総会開始直前は受付の混雑が予想されますので、なるべく早めのご来場をお願い申しあげます。

## ◎本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.the-fuji.com>) の「投資家の皆様へ／IR情報／株主総会／第52回定時株主総会」に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.the-fuji.com>) に掲載しております連結注記表および個別注記表が含まれております。

本招集ご通知の株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、修正すべき事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.the-fuji.com>) に掲載することによりお知らせいたします。

第52回定時株主総会招集ご通知より、日付の表記を和暦から西暦へ変更しております。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を行うことを経営の重要な課題と位置付けております。安定的な利益を確保し、財務体質のより一層の健全化を図り、企業体質を強化するために内部留保の充実などを勘案しながら、株主の皆様への利益還元に取り組んでまいります。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向および今後の事業展開等を考慮し、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

普通株式1株につき金10円00銭 総額 382,681,820円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年5月17日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,400,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,400,000,000円

### 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
①	尾崎英雄 (1951年8月27日生)  再任	1976年3月 当社入社 2000年5月 当社四国開発部長 2001年5月 当社取締役四国開発部長 2003年5月 当社取締役執行役員開発担当 2005年4月 当社取締役常務執行役員 フジグラン事業本部長 2006年5月 当社代表取締役専務執行役員 店舗運営事業本部長 2006年7月 当社代表取締役社長 2018年5月 当社代表取締役会長兼CEO (最高経営責任者) (現)	42,212株 ※
取締役候補者とした理由			
長年にわたり当社の経営に携わり、2006年7月から当社代表取締役社長として、また2018年5月からは代表取締役会長兼CEOとして経営全般を担っており、当社の経営統括責任者としての実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
②	山口普 (1959年3月30日生)  再任	1981年4月 当社入社 2011年3月 当社執行役員人事部長兼総務部長 2011年5月 当社取締役執行役員 人事部長兼総務部長 2013年3月 当社取締役上席執行役員 管理本部長兼人事総務部長 2014年3月 当社常務取締役常務執行役員 管理本部長兼財務部長 2016年3月 当社常務取締役常務執行役員 営業副担当兼商品事業本部長 2017年3月 当社代表取締役専務専務執行役員 開発・管理担当兼財務部長 2018年5月 当社代表取締役社長兼COO (最高執行責任者) 兼営業担当 (現)	17,204株 ※
取締役候補者とした理由			
当社入社以来、管理部門、営業部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに、2018年5月からは当社代表取締役社長兼COOとして、現場の最前線にて経営を担っております。豊富な経験による大所高所に立った迅速・果断・的確な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
③	まつ かわ けん じ 松川健嗣 (1962年8月13日生)  再任	1985年3月 当社入社 2013年3月 当社執行役員高知運営事業部長 2015年3月 当社執行役員 ノンストアリティル事業部長 2017年3月 当社上席執行役員 経営企画担当兼総合企画部長 2017年5月 当社取締役上席執行役員 経営企画担当兼総合企画部長 2018年3月 当社常務取締役常務執行役員 企画・開発担当兼総合企画部長 2019年3月 当社専務取締役専務執行役員 企画・開発・システム本部長兼総合企画 部長（現）	7,149株 ※
締役候補者とした理由			
当社入社以来、営業部門、管理部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに、専門性に富んだ知識と能力を備え、迅速・果断・的確な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
④	もり た ひで き 森田英樹 (1964年8月13日生)  再任	1987年3月 当社入社 2010年3月 当社執行役員加工食品事業部長 2013年3月 当社上席執行役員生鮮事業部長 兼S.M推進事業推進リーダー 2015年3月 当社上席執行役員店舗運営事業本部長 2015年5月 当社取締役上席執行役員 店舗運営事業本部長 2017年3月 当社常務取締役常務執行役員 商品事業本部長兼食品事業統括部長 2018年3月 当社常務取締役常務執行役員 営業副担当兼店舗運営事業本部長兼愛媛 (中予)運営事業部長 2019年3月 当社常務取締役常務執行役員 営業副担当兼店舗運営事業本部長（現）	6,322株 ※
取締役候補者とした理由			
当社入社以来、中核事業と位置付けるスーパーマーケット事業での豊富な経験を有し、営業部門を熟知するとともに、大所高所に立った迅速・果断・的確な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式の数
⑤	せんば やすゆき 仙波 保幸 (1965年7月24日生)  再任	1988年4月 当社入社 2013年3月 当社執行役員加工食品事業部長 2016年3月 当社上席執行役員生鮮食品事業部長 2017年3月 当社上席執行役員店舗運営事業本部長 兼愛媛（中予）運営事業部長 2017年5月 当社取締役上席執行役員 店舗運営事業本部長兼愛媛（中予）運営 事業部長 2018年3月 当社取締役上席執行役員 商品事業本部長兼ノンストアリテイル事 業部長 2019年3月 当社常務取締役常務執行役員 商品事業本部長兼ノンストアリテイル事 業部長（現）		4,148株 ※
取締役候補者とした理由		当社入社以来、中核事業と位置付けるSM事業での豊富な経験を有し、商品企画等の営業部門を 熟知するとともに、専門性に富んだ知識と能力を備え、迅速・果断・的確な判断力を有しているこ とから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
⑥	おおにし ふみかず 大西文和 (1969年2月10日生)  新任	1992年4月 当社入社 2014年3月 当社執行役員人事総務部長 2017年3月 当社上席執行役員 人事総務部長 2019年3月 当社上席執行役員 営業企画推進本部長（現）		2,456株
取締役候補者とした理由		当社入社以来、管理部門・営業部門・企画部門を経験し、幅広く見識を積み、当社の経営理念や 経営戦略を着実に推進、実現しております。これらの活動実績を通して、経営全般の知識、人格、 見識、能力において優れている人材と判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
⑦	よし た よう すけ 豊田 洋介 (1974年10月28日生)  新任	1997年4月 当社入社 2017年3月 当社執行役員 店舗開発部長兼四国開発課長 2018年3月 当社執行役員人事総務部長 2019年3月 当社執行役員管理本部長兼人事総務部長 兼財務部長（現）	633株
取締役候補者とした理由			
当社入社以来、企画部門・管理部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに、専門性に富んだ知識と能力を備え、その経歴を通じて培った経験と見識が当社グループの更なる発展に貢献するものと判断し、取締役候補者としております。			
⑧	たか はし まさ と 高橋 正人 (1959年6月10日生)  再任	1982年3月 当社入社 2011年3月 当社執行役員総合企画部長 2011年5月 当社取締役執行役員総合企画部長 2013年3月 当社取締役上席執行役員 商品事業本部長 2014年3月 当社常務取締役常務執行役員 営業担当兼商品事業本部長 2017年3月 当社代表取締役専務専務執行役員 営業担当兼ノンストアリティール事業部長 2018年3月 当社代表取締役専務専務執行役員 管理・システム担当兼財務部長 2019年3月 当社取締役相談役（現） (株)フジデリカ・ワオリティ代表取締役社長（現）	15,590株 ※
取締役候補者とした理由			
長年にわたり当社の経営に携わり、営業部門、管理部門を中心に当社業務全般を熟知しております。また、経営全般にわたる豊富な経験を有しており、客観的な助言を行うことができることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
⑨	きた ふく ゆい こ 北 福 縫 子 よこ やま (横山ぬい) (1958年2月1日生)  再任	1980年4月 (株)エス・ピー・シー入社 1986年10月 同社マーケティング事業部課長 1990年10月 同社マーケティング事業部部長 1994年10月 同社企画開発事業本部本部長 1995年12月 同社取締役企画開発事業本部本部長 2004年6月 同社常務取締役 (現) 2015年5月 当社社外取締役 (現)	0株
社外取締役候補者とした理由			
マーケティングに関して豊富な知識と経験があり、専門的な識見を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することができると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。			
⑩	ふじ た とし こ 藤田敏子 (1949年8月16日生)  再任	1971年10月 (有)大平屋 (現(株)ワック・チャム) 入社 1991年8月 (株)大平屋 (現(株)ワック・チャム) 専務取締役 1994年10月 (株)ワック・チャム 代表取締役社長 (現) 2009年1月 (株)ワック・チャム my mama 代表取締役 2012年12月 (株)九神ファームめむろ 代表取締役 (現) 2016年7月 (株)大平屋元塚本店代表取締役 (現) 2016年12月 (株)ワック・チャム my mama 代表取締役会長 (現) 2017年5月 当社社外取締役 (現)	0株
社外取締役候補者とした理由			
食に関して卓越した見識と豊富な経験を有していることから、当社が中核事業として位置付けるスーパー・マーケット事業を中心に当社の経営全般に関して有益な助言および提言をいただくことで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することができると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
⑪	岡内祐一郎 (1952年12月5日生) <b>新任</b>	1975年4月 ジャスコ(株) (現イオン(株))入社 2000年3月 同社中部カンパニーストアサポート部長 2003年2月 同社中部カンパニー北陸事業部長 2004年2月 同社西日本カンパニー支社長 2004年5月 同社執行役 2006年3月 同社食品商品本部長 2006年5月 同社常務執行役 2007年9月 同社マーケティング担当 2008年5月 同社グループ戦略担当 2008年8月 同社執行役 グループ戦略責任者 2010年3月 イオンリテール(株)取締役副社長事業創造担当 2010年4月 同社取締役兼執行役員副社長 2012年3月 同社取締役兼執行役員副社長サイクル事業専門店化推進担当 2012年5月 同社執行役員副社長サイクル事業専門店化推進担当 2012年9月 イオンバイク株式会社代表取締役社長 2017年3月 イオンリテール(株)顧問 2018年5月 イオン(株)アドバイザー (現)	0株

## 社外取締役候補者とした理由

同氏がアドバイザーを務めるイオン株式会社との業務提携をより強化させるとともに、同氏がこれまで培ってきた経営に対する幅広い知見や経験を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役候補としております。

(注) ※所有する株式数に、株式報酬制度に基づく交付予定株式を含めております。

- 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 北福縫子（横山ぬい）氏、藤田敏子氏及び岡内祐一郎氏は、社外取締役候補者であります。また、原案どおり選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
- 当社は、社外取締役候補者である北福縫子（横山ぬい）氏、藤田敏子氏及び岡内祐一郎氏の選任が承認された場合、期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額になります。
- 北福縫子（横山ぬい）氏は、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります
- 藤田敏子氏は、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(※) 当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役になる者等について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の独立性等基準によるものとしております。

(独立性等基準)

社外取締役・社外監査役（候補者である場合を含む）が以下の（i）から（iv）に該当しない場合、当該社外取締役・社外監査役に独立性があるものと判断いたします。又、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の兼任会社数として、（v）によるものといたします。

(i) 取引先

親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先の業務執行者

(ii) 法律顧問契約締結先等

法律、会計又は税務等の専門家として、当社からの報酬又は支払いが、個人の場合は、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円以上となる場合。法人等の場合（個人が所属する場合）は、過去3事業年度の平均で当社の営業収益の2%以上となる場合

(iii) 寄付の提供先

業務執行者として在職する非営利団体に対する当社からの寄付金が過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円又は当該団体の年間総費用の30%のうち、いずれかの大きい額を超える場合

(iv) 上記（i）から（iii）又は当社若しくは当社子会社の業務執行者の近親者

2親等以内の親族が、上記（i）から（iii）又は当社若しくは当社子会社の重要な業務執行者として在職している場合、又は過去5年間において在職していた場合

(v) 役員の兼任会社数

上場会社の役員（取締役、監査役又は執行役）の兼任は、当社のほかに4社以内といたします。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
①	かね の 金 野 修 (1957年11月17日生)  再 任	1980年4月 当社入社 2007年3月 当社執行役員中国運営事業部長 2008年3月 当社執行役員広島運営事業部長 2008年5月 当社取締役執行役員広島運営事業部長 2012年6月 (株)フジ・カードサービス 代表取締役社長 2013年3月 当社取締役 2015年5月 当社常勤監査役（現）	8,877株 ※
監査役候補者とした理由			
当社グループでの経営の実績及び幅広い知識と見識を有しております、監査役としての役割を果たすことが期待されるため、引き続き監査役候補者としております。			
②	すみ くら ふみ あさ 角 倉 文 明 (1951年11月3日生)  再 任	1971年5月 松山税務署奉職 2006年7月 長尾税務署長 2011年7月 徳島税務署長 2012年8月 税理士（現） 2013年5月 当社常勤監査役（現）	1,400株 ※
社外監査役候補者とした理由			
同氏は、税理士として会計に関する高い専門知識と幅広い見識を有しております。過去に会社経営の経験はないものの、2013年5月以降、当社の常勤監査役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き監査役候補としております。			
③	さか い かず わか 酒 井 一 若 (1944年9月18日生)  再 任	1965年3月 松山税務署奉職 1997年7月 須崎税務署長 2002年7月 高松国税局徴収部長 2003年8月 税理士（現） 2007年5月 当社監査役（現）	0株
社外監査役候補者とした理由			
同氏は、税理士として豊富な業務経験と専門性の高い知見を有しております。過去に会社経営の経験はないものの、2007年5月以降、当社の監査役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き監査役候補としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
④	よりいしんじろう <b>寄井 真二郎</b> (1967年6月20日生)  <b>再任</b>	1999年4月 弁護士（現） 1999年8月 しまなみ法律事務所開設 2007年10月 弁護士法人しまなみ法律事務所に 組織変更（現） 2007年10月 弁護士法人しまなみ法律事務所 所長弁護士（現） 2009年5月 当社監査役（現）	0株
社外監査役候補者とした理由 弁護士として企業法務などに関する豊富な専門的知識を有しており、監査役としての役割を果たすことが期待されるため、引き続き監査役候補者とするものであります。			

(注) ※所有する株式数に、株式報酬制度に基づく交付予定株式を含めております。

1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 角倉文明氏、酒井一若氏及び寄井真二郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 角倉文明氏、酒井一若氏及び寄井真二郎氏は、原案どおり選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 当社は、社外監査役候補者である角倉文明氏、酒井一若氏及び寄井真二郎氏の選任が承認された場合、期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額になります。
5. 角倉文明氏は、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、6年となります。
6. 酒井一若氏は、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、12年となります。
7. 寄井真二郎氏は、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、10年となります。

以 上

(添付書類)

## 事 業 報 告

( 2018年3月1日から )  
 ( 2019年2月28日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2018年3月1日～2019年2月28日）におけるわが国の経済は、好調な企業業績に支えられ設備投資の増加、雇用・所得環境の改善などにより、景気は堅調に推移しています。しかし個人消費は、中四国エリアにも甚大な被害をもたらした「平成30年7月豪雨」等の相次ぐ自然災害や、国内外における政治・経済情勢の変動による経済に与える影響に加え、実質賃金の伸び悩みや物価の上昇などにより根強い節約志向が定着しており、先行き不透明な状況となっています。小売業界におきましては、業種・業態を越えた競争の激化や高齢化・人口減少によるマーケットの縮小、物流や建築資材をはじめとした各種コストの上昇及び採用難による人手不足などにより、依然として厳しい経営環境にあります。

このような環境のなかで、当社グループ(当社及び連結子会社)は、経営ビジョン「中四国くらし密着ドミナント(※)」のもと、地域の豊かなくらしづくりと地域社会の発展に貢献できる企業集団を目指し、各社の有する経営資源を最大限に活用し、地域のお客様のくらしに密着した店舗及び事業の構築を推進しています。(※ドミナント・・・一定の地域において、占有率を高め同業他社と比較して優位性を確保する戦略)

また当社は、普遍的に目指していく姿を表した企業スローガン「この街に、あってよかったです。」を策定するとともに、ロゴマーク、行動指針を刷新し、より強固な組織づくりとブランド価値向上に取り組んでいます。行動指針は「まじめに、たのしく、あたらしく。」とし、従業員一人ひとりが、お客様視点・地域視点で考え、行動することで、お客様にご満足いただける店頭づくりに努めています。

そして、新中期経営計画（2018年度～2020年度）『「未来に向かってのあくなきチャレンジ」～成長のための企業文化・人材・利益体質づくり～』のもと、あらゆる課題を前向きに捉え、未来に向けてチャレンジし続ける企業文化を構築するとともに、既存事業の方向性を明確にし、安定的かつ着実な収益の拡大及び財務体質の強化を図ることで、地域のお客様から圧倒的な支持を得ることを目指しています。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,948億68百万円（前年同期比1.2%減）、営業利益は71億67百万円（前年同期比1.0%減）、経常利益は86億37百万円（前年同期比3.4%減）となりました。なお、減損損失や事業整理損を計上しましたが、保有株式

の譲渡による売却益の影響もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は72億55百万円（前年同期比29.5%増）となりました。

また当社は、10月にイオン株式会社との間で、資本業務提携契約を締結しました。両社の持つ経営資源を最大限に活用・連携することにより、永続的にお客様に支持される企業を目指すとともに、両社が掲げる理念の実現と企業価値向上を図ります。様々な分野でシナジーを発揮できるよう、当社及びイオングループ各社との間で協議を進めてまいります。

さらに、2月に愛媛県松山市でスーパーマーケットを3店舗営業する株式会社サニーツサバakiとの間で民事再生手続におけるスポンサー契約を締結したほか、広島県呉市でスーパーマーケットを7店舗展開していた株式会社三和ストアの3店舗を株式会社フジマートが譲り受けることに合意し、営業再開に向けた準備を進めています。それぞれの地域のお客様に寄り添い、ご支持いただける店舗を目指し、より良いくらしのご提案、さらなる地域の発展に貢献してまいります。

事業部門別の状況は、次のとおりです。

#### 【小売事業】

総合小売業では、2018年度を、創業50周年を経て新たなる一步を踏み出す再出発の年と位置付け、『「まじめに、たのしく、あたらしく。」～お客様満足の実現と社員満足度の向上～』を経営方針テーマとして掲げ、『新行動指針の定着』『事業構造の見直しと営業利益の拡大』『強固な経営基盤づくり』を方針として、お客様視点・地域視点を大切にする企業文化にさらなる磨きをかけるため、各種施策に取り組んでいます。また、新スローガンを実現するための方策のひとつとして「この街に、あってよかった。プロジェクト」を立ち上げ、お客様に喜んでいただけるイベントをはじめ、環境保全や食育、健康、防災などをテーマに地域のくらしに密着した取り組みを推進しています。

店舗では、11月にフジ波止浜店（愛媛県今治市）を新設、7月にスーパーABC上一萬店（愛媛県松山市）、11月に創業1号店のフジ宇和島店（愛媛県宇和島市）をスクラップ・アンド・ビルトいたしました。加えて、フジ・ZY北条店（愛媛県松山市）、ピュアーフック毘沙門台店（広島市安佐南区）は、老朽化によるスクラップ・アンド・ビルトを行うため一時閉店し、リニューアルオープンに向け工事を進めています。既存店の活性化策として、3月にフジグラン高知（高知県高知市）、フジグラン岩国（山口県岩国市）、フジグラン三原の生活館（広島県三原市）、7月にフジグラン山口（山口県山口市）、9月にフジグラン三原の食品館、10月にフジ柳井店（山口県柳井市）、11月にフジ宇和店（愛媛県西予市）、12月にフジグランナタリー（広島県廿日市市）、2月にフジグラン四万十（高知県四万十市）の改装を実施しました。さらに、経営効率の改善と店舗機能の強化を目的としてディスカウント業態を全てスーパーマーケット業態に変更・

統一し、5月にフジ・ZY三入店（広島市安佐北区）、10月にフジ・ZY東雲店（広島市南区）、2019年3月にフジ・ZY高岡店（愛媛県松山市）をそれぞれ、フジ三入店、ピュアーフック東雲店、フジ高岡店としてリニューアルしました。また、収益基盤の安定化を図るとともに、より機動的に建物の増改築等ができるよう、2018年3月にエミフルMASAKI（愛媛県伊予郡松前町）の信託受益権を取得しました。なお、経営効率を高めるため、ピュアーフック鈴が峰店（広島市西区）を閉店しました。

中核事業として位置付けるスーパーマーケット事業では、生鮮部門、デリカ部門及びベーカリー部門において即食・中食需要への対応強化や、産地・製法などにこだわり、競合他店との差別化を図っています。また加工食品部門では、購入頻度の高い一般食品や日用品においてプライベートブランド「スタイルワン」を含む合計1,000品目の値下げを実施、2月に日欧EPA発効による関税撤廃を受け、欧州産ワインの値下げを行いました。値下げ品目を拡大してさらなる安さの追求に取り組み、お客様の支持率向上を目指しています。

衣料・住関連事業では、地域特性やお客様ニーズに応じたライフスタイル提案を行うため、品揃えや売場構成の適正化を図り、収益性の改善に努めています。

ノンストアリティル事業では、5月に移動スーパー「おまかせくん」のサービスを愛媛県八幡浜市で開始し、愛媛県南予地区での巡回エリアを拡大したほか、10月には中国地区で初めて広島市安佐北区に導入しました。これにより、拠点店舗は愛媛県中予地区に6店舗、南予地区に2店舗、広島県で1店舗となり、合計16台での営業を行っています。今後もより多くのお客様のお買い物をサポートすることで、地域に密着した事業としての確立を目指していきます。また、フジネットショップでは中国・四国の特産品などの取り扱いを拡大して独自性を高めることで、売上高の拡大を図っています。

DVD・CD・書籍の小売及びレンタル業では、お客様にとって魅力あるライフスタイル提案を行うため、商品構成の見直しや売場レイアウトの変更に継続的に取り組んでいます。4月には、TSUTAYA東広島店（広島県東広島市）を改装し、品揃えの充実を図るとともに幅広い世代のお客様に楽しんでいただける店舗づくりを行いました。一方で、経営効率を高めるため、18店舗を他社へ事業譲渡、1店舗を閉店することを決議し、そのうち4店舗を完了しました。

これらの施策に取り組みましたが、eコマースを含めた販売競争の激化や衣料住居関連品の販売不振などが影響し、小売事業の営業収益は3,061億21百万円（前年同期比1.2%減）、営業利益は59億10百万円（前年同期比5.0%増）となりました。

### 【小売周辺事業】

食品製造・加工販売業では、買いやくすく選びやすい売場改革、魅力ある商品開発、品質管理の徹底を行うことで、販売力と収益力の向上を目指しています。また単身世帯や

共働き世帯の増加などを背景に需要が高まっている「手軽さ」「時短」の追求、健康志向への対応に注力しており、10月には愛媛大学監修のもと開発した商品の販売を開始するなど、ブランドの確立を図っています。

飲食業では、お客様の期待に十分にお応えできるよう、Q S C（クオリティ・サービス・クリンリネス）のレベルアップ及び新メニューの開発力向上に取り組んでいます。6月に天丼てんや古川店（愛媛県松山市）、11月に焼肉じゃんじゃか宇和島店（愛媛県宇和島市）、フードコート宇和島店（愛媛県宇和島市）を出店し、さらに既存店においては、4店舗の改装を実施したほか、1店舗を閉店し経営効率の向上を図りました。しかし、「平成30年7月豪雨」において、一部の店舗が営業休止になるなど、業績に大きな影響を及ぼしました。

クレジットカード事業では、10月から「Mastercard」ブランドを搭載した、新しいエフカクレジットカードの発行を開始し、機能とサービスの拡充を図りました。またエフカの利用拡大に向けた取り組みを継続的に推進しており、3月からグループ会社のレディ薬局全店で、さらに8月からは株式会社ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本が展開するドラッグストア「ウォンツ」全店にて「エフカマナー」の取り扱いを開始しました。また経営効率を高めるため、保険ショップを1店舗閉店しました。

総合フィットネスクラブ事業では、会員様の心身の健康づくりと充実した生活をサポートするため、「安心・快適・楽しさ・ふれあい」という基本的価値を軸に、事業領域の拡大と新業態の開発に取り組んでいます。4月のフィッタ松山（愛媛県松山市）の改装のほか、5店舗においてマシンの入れ替えや新規プログラムの導入を行いました。また、10月からフィッタ全店において、短時間でより高い成果が期待できる新プログラムを全国に先駆けて導入し、より充実したラインアップを展開しています。なお、新築工事を進めていた新業態のジムスタジオ型店舗「フィッタライトスタイル古川」は、2019年3月にオープンしました。

これらの結果、小売周辺事業の営業収益は352億69百万円（前年同期比0.4%増）、営業利益は9億67百万円（前年同期比19.7%減）となりました。

#### 【その他】

総合ビルメンテナンス業では、「安全・安心・快適・便利」の提供と追求を目指し、総合管理体制の確立、お客様が安全・安心を体感できる保安業務の推進に取り組み、事業規模の拡大を図っています。9月には、清掃業務において、四国初となる自律走行式清掃ロボットをエミフルM A S A K Iに導入しました。

一般旅行業では、価値の創造と収益の拡大を目指して、営業力の強化や変化に対応できる人材の育成、地域のお客様に支持される商品づくりに取り組んでいます。株式会社J T Bとの連携においては、中四国エリアにおいて競争優位に立つための店舗の再編を

推進とともに、JTBの仕入力を最大限に活用した付加価値の高い商品の開発を図っています。しかし、「平成30年7月豪雨」において西日本エリアを発着とする旅行等にキャンセルが相次ぐなど、業績に大きな影響を及ぼしました。

これらの結果、その他事業の営業収益は91億19百万円（前年同期比8.3%減）、営業利益は4億68百万円（前年同期比23.5%減）となりました。

## (2) 対処すべき課題

国内経済は、雇用・所得環境の改善が続き、企業の設備投資は比較的堅調であるものの輸出・生産の一部に弱さもみられ、米中の貿易摩擦や英国のEU離脱問題などの不安要素を抱えています。一方では、大型連休、インバウンド等による需要の高まりが期待されます。事業を取り巻く状況としては、少子高齢化と人口減少によるマーケット縮小、業種・業態を越えた販売競争の激化、原材料価格の高騰や労働力不足に起因する商品・サービスの値上げや将来の社会保障に対する不安からの生活防衛意識の高まりに加え、2019年10月に実施される消費税率引き上げによる消費の冷え込みが懸念されるなど、今後も厳しい経営環境が続くと予測しています。

当社は、2019年度の経営方針を『「売る力」を高め、「仕事を楽しく」する！～お客様のために、考え方行動する。～』とし、お客様満足と社員満足を実現し、ますます激しさを増す販売競争を勝ち抜くために、徹底的に「売る」ということにこだわり、質の高い仕事にチャレンジすることを積み重ねていきます。方針として、「お客様視点と地域密着思考の定着」、「新しい仕組みづくりと仕事改革」、「人材育成と社員満足度向上」を掲げ、販売競争力の向上と収益性の改善及び将来に向けた経営基盤の整備に取り組みます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(注) 事業部門別の営業収益には、売上高及び営業収入を含め、事業部門間の取引も含めています。また、記載金額には消費税等を含めていません。

### (3) 設備投資及び資金調達の状況

#### ①設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は約180億円で、その主なものは次のとおりです。

##### ・当連結会計年度中に完成した主要設備

エミフルMA SAKI 信託受益権の取得	約94億円
フジ宇和島店他店舗の新設、改裝等	約80億円

##### ・当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

店舗の新設他	約4億円
--------	------

企業集団の収益力に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去または災害等による滅失

特記すべき事項はありません。

#### ②資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要した資金は、借入金及び自己資金により賄いました。

### (4) 財産及び損益の状況

#### ①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第49期 (2015年度)	第50期 (2016年度)	第51期 (2017年度)	第52期 当連結会計年度 (2018年度)
売上高(百万円)	300,225	299,229	298,573	294,868
経常利益(百万円)	7,926	8,309	8,938	8,637
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,550	4,812	5,602	7,255
1株当たり当期純利益(円)	100.63	136.42	155.17	189.78
総資産(百万円)	157,550	158,589	160,362	159,973
純資産(百万円)	65,271	70,667	84,357	85,524

(注) 第51期及び第52期の1株当たり当期純利益の算定上、「役員向け株式投資信託」の信託財産として日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

②当社の財産及び損益の状況

区分	第49期 (2015年度)	第50期 (2016年度)	第51期 (2017年度)	第52期 当事業年度 (2018年度)
売上高(百万円)	296,156	294,791	293,471	290,201
経常利益(百万円)	5,854	5,896	6,315	6,427
当期純利益(百万円)	2,292	3,179	3,736	5,567
1株当たり当期純利益(円)	64.98	90.11	103.49	145.64
総資産(百万円)	145,061	144,797	145,327	144,881
純資産(百万円)	60,692	63,940	75,034	74,991

(注) 第51期及び第52期の1株当たり当期純利益の算定上、「役員向け株式投資信託」の信託財産として日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

(5) 主要な事業内容（2019年2月28日現在）

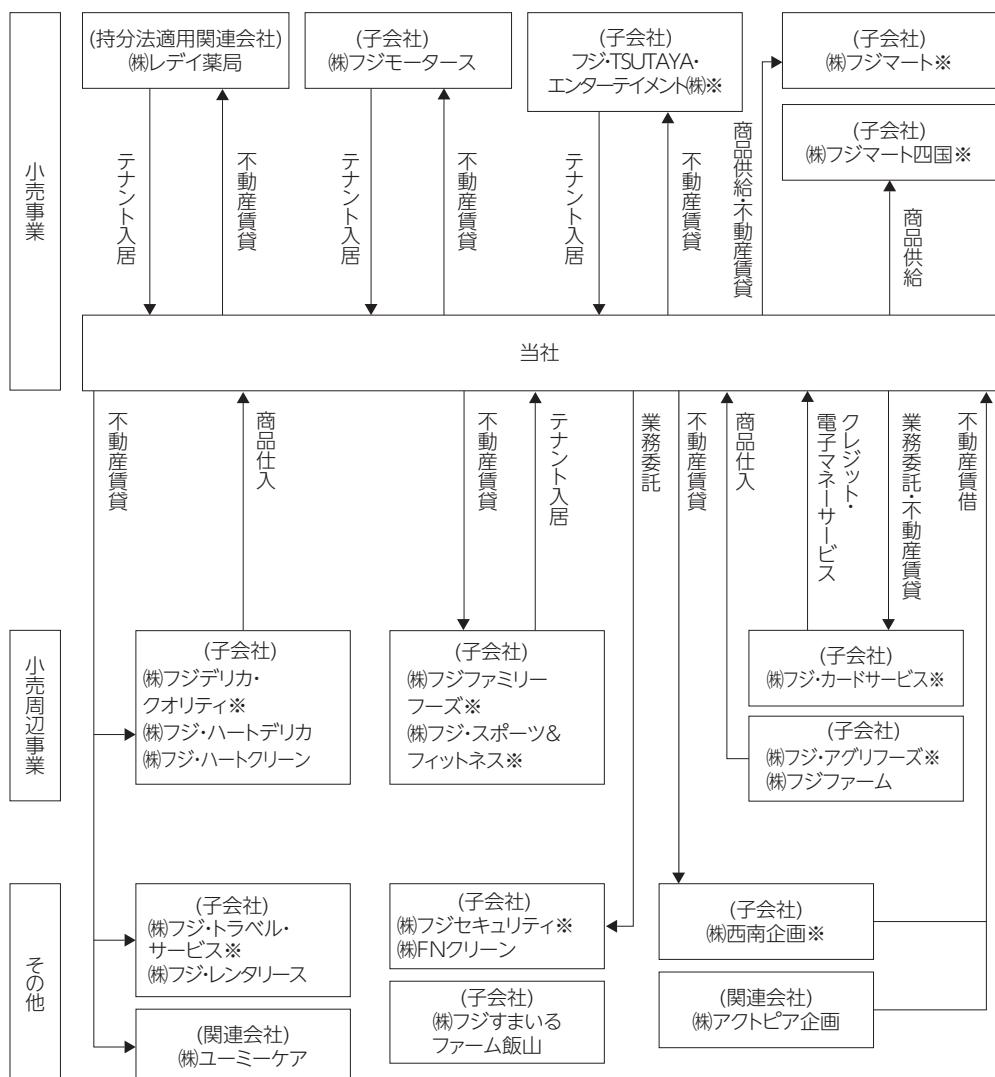
当企業集団は、株式会社フジ（当社）及び子会社18社、関連会社3社で構成され、総合小売業を中心に生活提案型の事業活動を展開しています。

当企業集団の事業の内容と事業部門との位置付けは、次のとおりです。

事 業 部 門	事 業 の 内 容	会 社 名
小 売 事 業	総 合 小 売 業	当社
	DVD・CD・書籍の小売及びレンタル業	フジ・T S U T A Y A ・エンターテイメント株式会社 (連結子会社)
	ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト	株式会社フジマート（連結子会社）
	ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト	株式会社フジマート四国（連結子会社）
	自 動 車 販 売 業	株式会社フジモータース
	医 藥 品 化 粧 品 等 小 売 業	株式会社レディ薬局（持分法適用関連会社）
小 売 周 辺 事 業	食 品 製 造 ・ 加 工 販 売 業	株式会社フジデリカ・クオリティ（連結子会社）
	食 品 加 工 業	株式会社フジ・ハートデリカ
	容 器 ・ 機 械 等 の 洗 淨 ・ 清 掃 業	株式会社フジ・ハートクリーン
	飲 食 業	株式会社フジファミリーフーズ（連結子会社）
	ク レ ジ ッ ト カ ー ド 事 業	株式会社フジ・カードサービス（連結子会社）
	総 合 フ イ ッ ト ネ ス ク ラ ブ 事 業	株式会社フジ・スポーツ&フィットネス（連結子会社）
	青 果 卸 売 業	株式会社フジ・アグリフーズ（連結子会社）
	農 業	株式会社フジファーム
	不 動 产 賃 貸 業	株式会社西南企画（連結子会社）
そ の 他	不 動 产 賃 貸 業	株式会社アクトピア企画
	総 合 ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業	株式会社フジセキュリティ（連結子会社）
	清 掃 業	株式会社F Nクリーン
	一 般 旅 行 業	株式会社フジ・トラベル・サービス（連結子会社）
	自 動 車 賃 貸 業	株式会社フジ・レンタリース
	介 護 サ ー ビ ス 業	株式会社ユーミーケア
	障 が い 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	株式会社フジすまいるファーム飯山

- (注) 1. 株式会社ユーミーケアは、2018年3月1日付で有限会社ケア・ステーションから出資を受け増資をしたことに伴い、当社の「子会社」から「関連会社」となりました。
2. 株式会社アスティが所有する当社普通株式の一部が2019年2月21日付でイオン株式会社に譲渡されたことに伴い、株式会社アスティ及びその親会社である株式会社ヨンドシーホールディングスは、当企業集団の範囲に該当しないこととなりました。

事業の系統図は、次のとおりです。



(注) ※ 連結子会社

(6) 主要拠点等 (2019年2月28日現在)

①株式会社フジ

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 50 高知県 8 香川県 4 徳島県 5 広島県 20 山口県 9

②株式会社フジファミリーフーズ

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 49 高知県 16 香川県 5 徳島県 12 広島県 34 山口県 9

③株式会社フジデリカ・クオリティ

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 47 高知県 8 香川県 4 徳島県 4 広島県 18 山口県 9

④フジ・T S U T A Y A ・エンターテイメント株式会社

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 16 高知県 3 徳島県 2 広島県 7 山口県 3

⑤株式会社フジ・スポーツ＆フィットネス

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 8 高知県 1 広島県 7

⑥株式会社フジ・カードサービス

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 3

営業所 広島県 1

⑦株式会社フジマート

本 社 広島県廿日市市

店 舗 広島県 11

⑧株式会社フジマート四国

本 社 愛媛県松山市

店 舗 愛媛県 4

⑨株式会社フジ・アグリフーズ

本 社 愛媛県松山市

営業所 愛媛県 1

加工場 愛媛県 1

物流センター 愛媛県 1

店 舗 愛媛県 1

⑩株式会社フジセキュリティ

本 社 愛媛県松山市

支 社 愛媛県 1 高知県 1 徳島県 1 広島県 1 山口県 1

営業所 愛媛県 3 広島県 2

⑪株式会社フジ・トラベル・サービス

本 社 愛媛県松山市

営業所 愛媛県 10 高知県 2 香川県 2 徳島県 1 広島県 9 山口県 2

(7) 企業集団の従業員の状況 (2019年2月28日現在)

従業員数 名	前期末比増減 名	平均年齢 歳	平均勤続年数 年
3,151	19	39.6	15.5

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、当連結会計年度より再雇用人員数を含め、8時間を1名としています。

2. 上記従業員のほかに、時間給制社員(アルバイトを除く)を4,560名(再雇用人員数を含む8時間換算)雇用しています。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年2月28日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
株式会社フジ・カードサービス	150	100	クレジットカード事業
株式会社フジファミリーフーズ	100	100	飲食業
株式会社西南企画	50	100	不動産賃貸業
株式会社フジマート	50	100	スーパーマーケット
株式会社フジマート四国	50	100	スーパーマーケット
株式会社フジデリカ・クオリティ	44	100	食品製造・加工販売業
株式会社フジ・スポーツ&フィットネス	30	100	総合フィットネスクラブ事業
株式会社フジ・アグリフーズ	10	100	青果卸売業
株式会社フジ・トラベル・サービス	300	95.0	一般旅行業
株式会社フジセキュリティ	66	77.5	総合ビルメンテナンス業
フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社	10	66.6	DVD・CD・書籍の小売及びレンタル業

(注) フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社は、2018年10月23日付で資本金の額を240百万円無償減資し、10百万円としています。

③特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(10) 企業集団の主要な借入先の状況（2019年2月28日現在）

借入先	借入金残高
株式会社伊予銀行	3,533 百万円
株式会社愛媛銀行	3,338
株式会社広島銀行	2,642
株式会社三井住友銀行	2,345
三井住友信託銀行株式会社	1,426
株式会社日本政策金融公庫	1,119
株式会社百十四銀行	1,085
株式会社山口銀行	1,010
農林中央金庫	983
株式会社四国銀行	820

2. 株式に関する事項（2019年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 130,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 38,291,560株
- (3) 株主数 13,487名
- (4) 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
イオングループ会社	5,743	15.0
株式会社アステイ	4,340	11.3
フジ共栄会	2,440	6.3
フジ親栄会	1,480	3.8
株式会社伊予銀行	1,166	3.0
株式会社広島銀行	1,165	3.0
株式会社愛媛銀行	1,165	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	895	2.3
株式会社もみじ銀行	657	1.7
株式会社三井住友銀行	647	1.6

- (注) 1. 持株数には、退職給付信託の株式数を含めています。  
 2. 持株比率は、自己株式23千株を除いて算定しています。なお、自己株式には「役員向け株式信託」の信託財産として日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式40千株は含めておりません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	尾崎英雄	CEO
代表取締役社長	山口普	COO兼営業担当
代表取締役専務	高橋正人	専務執行役員 管理・システム担当兼財務部長
常務取締役	森田英樹	常務執行役員 営業副担当兼店舗運営事業本部長 兼愛媛(中予)運営事業部長
常務取締役	松川健嗣	常務執行役員 企画・開発担当兼総合企画部長
取締役	仙波保幸	上席執行役員 商品事業本部長兼ノンストアリテイル事業部長
取締役 相談役	大内健二	株式会社フジデリカ・クオリティ 代表取締役社長
取締役	佐伯雅則	株式会社フジセキュリティ 代表取締役社長
取締役	三秋忍	株式会社フジ・カードサービス 代表取締役社長
取締役	北福縫子 (横山ぬい)	株式会社エス・ピー・シー 常務取締役
取締役	藤田敏子	株式会社ワック・チャム 代表取締役社長 株式会社九神ファームめむろ 代表取締役 株式会社大平屋元塚本店 代表取締役 株式会社ワック・チャムmy mama 代表取締役会長
常勤監査役	金野修	
常勤監査役	角倉文明	税理士
監査役	酒井一若	税理士
監査役	寄井真二郎	弁護士法人しまなみ法律事務所 所長弁護士

- (注) 1. 取締役の北福縫子（横山ぬい）及び藤田敏子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
 2. 監査役の角倉文明、酒井一若及び寄井真二郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
 3. 当社は、取締役の北福縫子（横山ぬい）及び藤田敏子を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。  
 4. 当社は、監査役の角倉文明、酒井一若及び寄井真二郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。  
 5. 監査役の角倉文明及び酒井一若是、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。  
 6. 監査役の寄井真二郎は、弁護士として企業法務に長年にわたり携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。  
 7. 社外取締役である北福縫子（横山ぬい）及び藤田敏子の兼職先と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
 8. 社外監査役である寄井真二郎の兼職先と当社の間には、特別の利害関係はありません。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	名 11	百万円 212	(うち社外 2名 5百万円)
監査役	4	30	(うち社外 3名 15百万円)
計	15	242	

- (注) 1. 取締役及び監査役の支給額には、事業年度中に役員株式給付引当金として費用処理した55百万円を含めています。  
 2. 取締役に対する支給額には、使用人兼務取締役 1名の使用人給与を含めていません。  
 3. 1982年5月27日定時株主総会決議内容 取締役の報酬限度額 月額20百万円以内  
 2003年5月22日定時株主総会決議内容 監査役の報酬限度額 月額3百万円以内

## (3) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	北福縫子 (横山ぬい)	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
取締役	藤田敏子	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
監査役	角倉文明	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、議案決議等に必要な発言を適宜行っています。
監査役	酒井一若	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、議案決議等に必要な発言を適宜行っています。
監査役	寄井真二郎	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、議案決議等に必要な発言を適宜行っています。

## (4) 責任限定契約の内容の概要

- ① 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。  
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としています。
- ② 当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。  
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としています。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

		支 払 額
		有限責任監査法人トーマツ
①	当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	百万円 37
②	上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	35
③	上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	35

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しています。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会社情報管理強化に関する助言・指導についての報酬を支払っております。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

### 内部統制システム体制の整備についての基本方針

(1) 当社は、経営理念を次のように定め、経営理念を機軸として行動指針、経営方針等を策定しています。

①私たちは、豊かなくらしづくりを目指します。

②私たちは、地域社会の発展に貢献することを目指します。

③私たちは、人々を大切にする企業を目指します。

(2) 内部統制システム（取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要な体制）の整備についての基本方針

①当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

社内規定に基づき、取締役会議事録、各種会議・委員会等の議事について議事録を作成し、主管部署において保管し、必要に応じて閲覧権限者に対しては閲覧に供することとしています。

議事録等の書類の持ち出し等についても、社内規定に基づき管理しています。

②当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を策定するとともに、リスク管理委員会を設置し、各部署における危機管理マニュアルを策定するなど、想定しうるリスクに対して、関係部署が委員会を構成し対応を図ることとしています。

③当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画について、中期経営計画に基づき、年度計画・経営目標を策定し、職務の執行に当たっています。

取締役会を月1回開催し、取締役及び監査役が出席し、重要事項の決議を行うとともに取締役会の決議事項の執行状況のみならず業務執行全般について報告を受け、取締役の業務執行について監督する体制をとることとしています。

取締役会とは別に、執行役員会を月2回開催し、経営戦略及び経営方針の遂行に係わる懸案事項や取締役会から委任された事項の決議又は審議、取締役会への提案事項の検討・審議を行い、取締役会あるいは社長の業務執行を補佐し、迅速・効率的な業務の運営を図ることとしています。

④当社の使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社における行動基準を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓蒙・研修活動を実施するとともに、ヘルplineを設置し、取締役あるいは従業員の法令・規定違反に関して通報する体制を整備しています。

⑤次に掲げる体制その他当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務

## の適正を確保するための体制

小売事業及び小売周辺事業を主な業務内容とする各社でグループを構成し、消費者の生活全般の快適さの向上をモットーに経営に当たることとしています。

### (イ) 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループは月1回関係会社社長会を開催し、経営情報の報告と重要案件についての意見交換を行うこととしています。

### (ロ) 当社グループ各社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社グループ各社は、リスク管理について定めるリスク管理規程を策定するとともに、月1回関係会社管理担当者会議において、当社グループ全体のリスク管理や当社グループ各社において想定しうるリスクに対する対応策に関する情報交換を行い、当社リスク管理委員会への報告体制をとることとしています。また、2カ月に1回監査役連絡会を開催し、当社グループ各社の各監査役が出席し、当社グループ各社において想定しうるリスクに対しての管理状況について、監査実施報告を受ける体制をとることとしています。

### (ハ) 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、関係会社管理規程を策定し、当社におけるグループ各社の管理基準及び当社グループ各社が遵守すべき事項を明確化するとともに、当社グループ各社の取締役・監査役には、当社取締役あるいは使用者を派遣し、業務の適合性・適正性を確保することに努めることとしています。また、当社グループ各社においては、月1回取締役会を開催し、取締役及び監査役が出席し、取締役会の決議に基づく重要な業務執行状況のみならず業務全般について報告を受け、取締役の業務執行について監督する体制をとることとしています。

### (二) 当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、月1回関係会社管理担当者会議を開催し、当社グループ各社におけるコンプライアンスに関する啓蒙・研修活動の実施を図り、当社コンプライアンス委員会への報告体制をとることとしています。また、ヘルプラインを設置し、当社グループ各社の取締役あるいは使用者の法令・規定違反に関して通報する体制を整備しています。

### ⑥監査役が補助すべき使用者を置くことを求めた場合の使用者に関する事項・使用者の取締役からの独立性及び使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

専任の従業員は設置しておりませんが、必要に応じて関係部署から人員を派遣する体制をとり、人事評価あるいは経費負担等については、取締役から独立した制度として運

用することとしています。

⑦監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

(イ) 当社取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

取締役及び従業員は、会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実がある場合は、速やかに主管部署及び監査役に報告する体制を整備することとしています。

(ロ) 当社グループ各社の取締役・監査役及び使用人又は報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

当社グループ各社の取締役・監査役及び使用人又は報告を受けた者は、会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実がある場合は、速やかに当社グループ各社の主幹部署及び監査役に報告する体制を整備することとしています。また、2カ月に1回監査役連絡会を開催し、当社グループ各社の監査役が出席し、各社の状況報告をする体制をとることとしています。

⑧監査役に報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、ヘルplineを設置する等、当社及び当社グループ各社の監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しています。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、当社及び当社グループ各社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合、その費用が監査役の職務の執行に必要でない場合と認められた場合を除き、速やかに費用を処理することとしています。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、各種会議・委員会に出席するとともに報告を受ける権限を有し、公認会計士から会計監査内容について説明を受け、監査に立ち会う等により、監査の実効性確保を図ることとしています。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等についての運用状況の概要

### 内部統制システム体制の整備についての基本方針

(1) 当社は、策定した経営理念（前記5. (1) ①～③）、行動指針、経営方針等に基づき、全ての企業活動を実践しています。

(2) 内部統制システム（取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要な体制）の整備についての基本方針

①取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役会規則、執行役員会規則等の社内規定に基づき、取締役会議事録、執行役員会議事録等を作成し、取締役会議事録を人事総務部、執行役員会議事録を総合企画部において保管し、必要に応じて監査役等に対して閲覧に供しています。

## ②損失の危機の管理に関する規程その他の体制

策定したリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置、開催し、リスクを想定した委員会活動を実施しています。

## ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画について、中期経営計画に基づき、年度計画・経営目標を策定し、職務の執行に当たっています。また、取締役会を月1回、執行役員会を月2回開催しています。

## ④使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会規則に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、定期的にコンプライアンス便りを発信する等、コンプライアンスに関する啓蒙活動を実施とともに、ヘルプラインにより、取締役及び従業員の法令・規定違反に関して通報する体制を整備しています。

## ⑤次に掲げる体制その他当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、関係会社社長会を月1回、監査役連絡会を2カ月に1回、関係会社管理担当者会議を月1回開催するとともに、当社グループ各社において、取締役会を月1回開催しています。

## ⑥監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合の使用人に関する事項・使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて関係部署から人員を派遣する体制をとり、使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性を確保しています。

## ⑦監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

当社及び当社グループ各社では、会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実がある場合、取締役・監査役及び使用人又は報告を受けた者は、速やかに当社及び当社グループ各社の主幹部署及び監査役に報告する体制を整備しています。また、監査役連絡会を2カ月に1回開催しています。

## ⑧監査役に報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、当社及び当社グループ各社の監査役に対し、ヘルプライン等により報告を行った取締役及び使用人について、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しています。

## ⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行

#### について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、当社及び当社グループ各社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合、その費用が監査役の職務の執行に必要でない場合と認められた場合を除き、速やかに費用を処理することとしています。

#### ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、各種会議・委員会に出席し、報告を受けるとともに、公認会計士から会計監査内容について説明を受け、会計監査に立ち会うこと等により、監査の実効性の確保を図っています。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

# 連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流动資産	25,599	流动負債	37,945
現金及び預金	9,490	支払手形及び買掛金	16,936
受取手形及び売掛金	1,905	短期借入金	300
営業貸付金	572	1年内返済予定の長期借入金	5,934
商品	10,415	未 払 金	5,895
繰延税金資産	580	未 払 法 人 税 等	1,015
その他の	2,741	賞 与 引 当 金	885
貸倒引当金	△105	商品券回収損引当金	117
		そ の 他	6,860
固定資産	134,373		
有形固定資産	98,518	固 定 負 債	36,503
建物及び構築物	56,454	長 期 借 入 金	15,183
機械装置及び運搬工具	367	リ 一 ス 債 務	2,030
器具及び備品	3,546	繰 延 税 金 負 債	3
土地	36,044	役員退職慰労引当金	97
リース資産	1,653	役員株式給付引当金	93
建設仮勘定	452	退職給付に係る負債	1,823
無形固定資産	6,170	利息返還損失引当金	738
借地権	4,851	投資等損失引当金	79
その他の	1,319	長期預り保証金	9,420
投資その他の資産	29,684	資産除去債務	4,078
投資有価証券	10,624	そ の 他	2,954
長期貸付金	198	負 債 合 計	74,448
繰延税金資産	898		
差入保証金	9,697	(純資産の部)	
建設協力金	4,612	株 主 資 本	83,629
退職給付に係る資産	1,578	資 本 余 金	19,407
その他の	2,076	資 本 剰 余 金	19,747
貸倒引当金	△2	利 益 剰 余 金	44,626
		自 己 株 式	△151
		その他の包括利益累計額	1,669
		その他有価証券評価差額金	1,327
		退職給付に係る調整累計額	342
		非支配株主持分	225
		純資産合計	85,524
資 产 合 计	159,973	負 債 純 資 产 合 计	159,973

# 連結損益計算書

(2018年3月1日から)  
(2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	294,868
売 上 原 価	224,846
売 上 総 利 益	70,021
営 業 収 入	
不 動 産 賃 貸 収 入	5,664
そ の 他 の 営 業 収 入	11,856
営 業 総 利 益	17,520
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	
営 業 利 益	87,542
営 業 外 収 益	80,374
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,167
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	
そ の 他	433
営 業 外 費 用	892
支 払 利 息	676
商 品 券 回 収 損 引 当 金 繰 入 額	2,002
財 務 手 数 料	
そ の 他	235
経 常 利 益	52
特 別 利 益	150
投 資 有 価 証 券 売 却 益	93
特 別 損 失	532
固 定 資 産 除 売 却 損	
減 損 損	4,637
投 資 有 価 証 券 評 価 損	
投 資 等 損 失 引 当 金 繰 入 額	4,628
事 業 整 理 損	4,628
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	458
法 人 税 等 調 整 額	2,880
当 期 純 利 益	4
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	41
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	188
	3,574
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	9,692
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	2,823
当 期 純 利 益	△402
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	2,420
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	7,271
	16
	7,255

# 連結株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から)  
(2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,407	19,747	38,136	△151	77,140
当期変動額					
剰余金の配当			△765		△765
親会社株主に帰属する当期純利益			7,255		7,255
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,489	△0	6,489
当期末残高	19,407	19,747	44,626	△151	83,629

	その他の包括利益累計額			非支配分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,451	555	7,006	210	84,357
当期変動額					
剰余金の配当					△765
親会社株主に帰属する当期純利益					7,255
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,123	△213	△5,337	15	△5,322
当期変動額合計	△5,123	△213	△5,337	15	1,166
当期末残高	1,327	342	1,669	225	85,524

# 貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流动資産	21,476	流动負債	35,301
現金及び預金	6,053	支払手形及び買掛金	16,323
売掛金	1,822	短期借入金	3,650
商商品	8,470	1年内返済予定の長期借入金	5,579
緑延税金資産	452	未払金	5,264
その他	4,689	未払法人税等	705
貸倒引当金	△12	賞与引当金	598
		商品券回収損引当金	117
		その他の	3,063
固定資産	123,405		
有形固定資産	86,023		
建物及び構築物	50,418	固定負債	34,588
機械装置及び運搬工具	40	長期借入金	14,263
器具及び備品	2,520	リース債務	1,584
土地	31,668	退職給付引当金	1,475
一資産	1,263	役員株式給付引当金	93
建設仮勘定	111	利息返還損失引当金	738
無形固定資産	5,706	関係会社投資等損失引当金	553
借地権	4,702	長期預り保証金	9,250
その他	1,003	資産除去債務	3,675
投資その他の資産	31,675	その他の	2,954
投関係会社株式	4,829	負債合計	69,889
長期貸付金	4,214	(純資産の部)	
差入保証金	3,297	株主資本	73,671
建前協力金	9,715	資本剰余金	19,407
総延税金資産	5,905	資本準備金	19,743
その他	946	利益剰余金	19,743
貸倒引当金	718	利益準備金	34,672
	2,050	その他の利益剰余金	633
	△2	特別償却積立金	34,039
		固定資産圧縮積立金	0
		別途積立金	253
		繰越利益剰余金	27,500
		自己株式	6,284
		評価・換算差額等	△151
		その他有価証券評価差額金	1,319
		純資産合計	1,319
資産合計	144,881	負債純資産合計	74,991

## 損益計算書

(2018年3月1日から)  
(2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高 価	290,201
売 上 原 価	235,727
売 上 総 利 益	54,473
営 業 収 入	
不 動 産 貸 収 入	7,108
そ の 他 の 営 業 収 入	5,790
営 業 総 利 益	12,899
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	67,372
営 業 利 益	61,649
営 業 外 収 益	5,723
受 取 利 息 及 び 配 当 金	723
そ の 他	462
営 業 外 費 用	1,186
支 払 利 息	
商品券回収損引当金繰入額	225
財 務 手 数 料	52
そ の 他	150
経 常 利 益	54
特 別 利 益	482
関 係 会 社 株 式 売 却 益	6,427
特 別 損 失	4,324
固 定 資 産 除 売 却 損	4,324
減 損 損	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	404
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2,697
関 係 会 社 投 資 等 損失引当金繰入額	0
税 引 前 当 期 純 利 益	1
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	277
法 人 税 等 調 整 額	3,382
当 期 純 利 益	7,369
	2,171
	△370
	1,801
	5,567

# 株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から)  
(2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本等変動計算書											純資産合計	
	株主資本等変動計算書												
	資本 剰余金	利 益 剰 余 金	資本 準備金										
当期首残高	19,407	19,743	633	0	270	24,500	4,464	29,869	△151	68,869	6,164	75,034	
当期変動額													
剰余金の配当							△765	△765		△765		△765	
当期純利益							5,567	5,567		5,567		5,567	
特別償却積立金の取崩				△0			0	-		-		-	
固定資産圧縮積立金の取崩					△17		17	-		-		-	
別途積立金の積立						3,000	△3,000		-		-	-	
自己株式の取得									△0	△0		△0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											△4,845	△4,845	
当期変動額合計	-	-	-	△0	△17	3,000	1,820	4,802	△0	4,801	△4,845	△43	
当期末残高	19,407	19,743	633	0	253	27,500	6,284	34,672	△151	73,671	1,319	74,991	

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年4月6日

株式会社 フジ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 嶋 敦 

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 秀 敏 

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジの2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年4月6日

株式会社 フジ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 嶋 敦 

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 秀 敏 

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジの2018年3月1日から2019年2月28日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月6日

株式会社フジ 監査役会

常勤監査役	金野修	印
常勤社外監査役	角倉文一	印
社外監査役	酒井若真二郎	印
社外監査役	寄真二郎	印

以上  
以 上

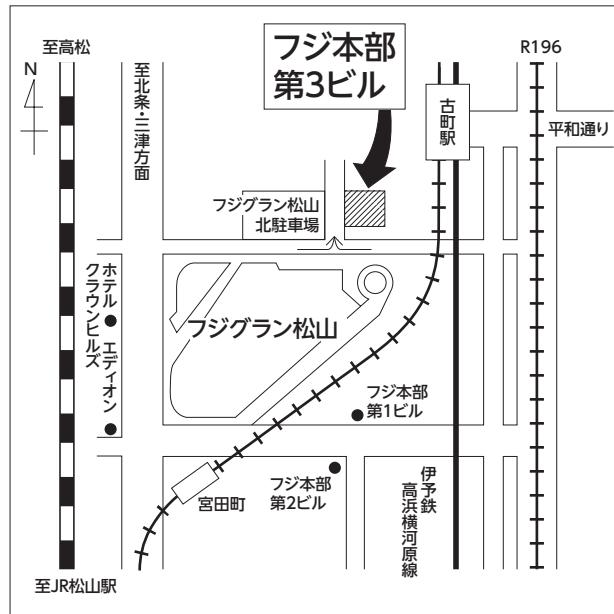
〈メモ欄〉

## 株主総会会場ご案内図

会 場 愛媛県松山市宮西一丁目6番10号  
フジ本部第3ビル 5階会議室  
TEL (089) 923-1264 (人事総務部)  
受付は、5階でいたしております。

### 交通案内

- JR松山駅から徒歩約10分
- 伊予鉄道古町駅から徒歩約5分



- お願い お車でご来場の方は、フジ本部第3ビル駐車場をご利用ください。

開催場所は、上記の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申しあげます。

**UD** FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境にやさしい  
植物油インキを  
使用しています。

